

教育職員免許法

別表第八（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	受けるようとする免許の種類		幼稚園教諭二種免許状		小学校教諭二種免許状		中学校教諭二種免許状		高等学校教諭一種免許状	備考 中学校教諭免許状を有する者が高等学校教諭一種免許状を有する者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合は、文科科学省令で定める。
				必要とする学校の免許状	有することを要する学校	幼稚園教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	中学校教諭普通免許状	中学校教諭普通免許状	普通免許状	普通免許状		
		第二欄に定める各免許状における主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を指す。）を除く。）指導教諭、教諭又は講師（これらに相当する中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）指導教諭、教諭又は講師を含む。）として良好な勤務成績で勤務した旨の職務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に定める各免許状における主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を指す。）を除く。）指導教諭、教諭又は講師（これらに相当する中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）指導教諭、教諭又は講師を含む。）として良好な勤務成績で勤務した旨の職務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	三	三	三	三	三	三	三	三	三	
			第二欄に定める各免許状における主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を指す。）を除く。）指導教諭、教諭又は講師（これらに相当する中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）指導教諭、教諭又は講師を含む。）として良好な勤務成績で勤務した旨の職務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	一 二	九	一 四	一 二	一 三	六				

教育職員免許法施行規則

第十八条の三

宗教	外国語（英語その他外国語）	家庭	技術	保健	保健体育	美術	音楽	理科	数学	社会	国語	有している中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）の教科の種類
宗教	外国語（英語その他外国語）	家庭	工業又は情報	保健	保健体育	美術	音楽	理科	数学	地理歴史又は公民	国語	受けようとする高等学校教諭一種免許状の教科の種類

2

宗教	外国語（英語その他外国語）	家庭	工業又は情報	保健	保健体育	美術	音楽	理科	数学	地理歴史又は公民	国語	有している高等学校教諭の普通免許状の教科の種類
宗教	外国語（英語その他外国語）	家庭	技術	保健	保健体育	美術	音楽	理科	数学	社会	国語	受けようとする中学校教諭二種免許状の教科の種類

2 免許法別表第八備考に規定する高等学校教諭一種免許状を有する者が高等学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合は、次の表の定めるところによる。

四 幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者は、表の上欄に掲げる者について、免許状別表第八の第三欄に定める最低在職年数に比べ、次の教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する在職年数があるときは、三単位のその在職年数を乗じて得た単位数へ免許状別表第八の第四欄に定める単位数のうちその半数までの単位数を限度とする。）を修得したものとみなして、この表を適用する。

受けようとする免許状の種類	学校
幼稚園教諭二種免許状	イ 幼稚園 ロ 特別支援学校の幼稚部 ハ 幼保連携型認定こども園
小学校教諭二種免許状	イ 小学校 ロ 学校教育法施行規則第七十九条の九第一項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校 ハ 義務教育学校 ニ 特別支援学校の小学部
中学校教諭二種免許状	イ 学校教育法施行規則第七十九条の九第一項の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す小学校 ロ 中学校 ハ 義務教育学校 ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校 ホ 中等教育学校 ヘ 特別支援学校の中学部
高等学校教諭一種免許状	イ 学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校 ロ 高等学校 ハ 中等教育学校 ニ 特別支援学校の高等部

教育職員免許法施行規則

〔中学校教諭の科目の単位の修得方法〕
 第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計十単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学（音言語及び文章表現に関するものを含む。） 漢文学（国文学史を含む。） 書道（書写を中心とする。）
社会	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」
数	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ
理科	物理学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学実験（コンピュータ活用を含む。）
音楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 指揮法（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
保健	生理学及び栄養学 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」 及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
技術	木材加工（製図及び実習を含む。） 金属加工（製図及び実習を含む。） 機械（実習を含む。） 電気（実習を含む。） 栽培（実習を含む。） 情報とコンピュータ（実習を含む。）
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学（実習及び家庭看護を含む。） 保育学（実習を含む。）
職業	産業概説 職業指導 「農業、工業、商業、水産」 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
英語	英語学 英米文学 異文化理解 英語コミュニケーション
備考	一 第二欄に掲げる教科に関する科目は、一般的包摂的な内容を含むものでなければならない。（次条の表の場合においても同様とする。） 二 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。（次条の表の場合においても同様とする。） 三 「」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の二以上にわたつて行うものとする。ただし「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち二以上の科目へ「商船をもつ」として修得することができる。これらについてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。（次条第九条、第十五条、第四項、第十八条の二及び第六十、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百）

〔高等学校教諭の科目の単位の修得方法〕
 第五条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、それぞれ一単位以上計二十単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学（音言語及び文章表現に関するものを含む。） 漢文学（国文学史を含む。）
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌
公民	「法律学（国際法を含む。）」、政治学（国際政治を含む。） 「社会学、経済学（国際経済学を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
数	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ
理科	物理学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学実験（コンピュータ活用を含む。）
音楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 指揮法（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
工芸	図法及び製図 デザイン 工芸制作（プロダクト制作を含む。） 工芸理論、デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
書道	書道（書写を含む。） 「書論、鑑賞」 「国文学、漢文学」
保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保健体育	「体育実技、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」 及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。） 看護実習
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学（実習及び家庭看護を含む。） 家庭電気・機械及び情報処理
情報	情報社会及び情報処理（実習を含む。） コンピュータ及び情報処理（実習を含む。） 情報システム（実習を含む。） 情報通信ネットワーク（実習を含む。） マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）
農業	農業の関係科目 職業指導
工業	工業の関係科目 職業指導
商業	商業の関係科目 職業指導
水産	水産の関係科目 職業指導
福祉	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における人体構造及び日常生活行動に関する理解 ※ 加齢及び障害に関する理解 ※
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
英語	英語学 英米文学 異文化理解 英語コミュニケーション
宗教	「宗教学、哲学」 「宗教学、哲学」

※平成22年4月1日法改正により追加された科目

（経過措置）平成26年3月31日までに旧規則に規定する最低修得単位数を修得した者は、新規規則に規定する最低修得単位数を修得した者とみなす（平成23年度以降の新入生は除く）

「教科に関する科目」を取得する際に気をつけていただきたいこと

○教科に関する科目は、各科目1単位以上、合計20単位以上を修得すること

※2種免許状取得の場合には各科目1単位以上、合計10単位以上

○授業科目については、一般的包括的内容を含む授業を履修すること

○具体的な授業の選択については、大学ごとに必修科目の設定が異なるので必ず大学で指導を受けること

<免許を授与できなかった事例>

(例1) 高等学校教諭1種免許状(福祉)

教科に関する科目	授業科目名(例)	修得単位	備考
社会福祉学 (職業指導を含む)	○社会福祉原論	4	未修得
	○社会保障論		
高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉	○職業指導	2	
	○老人福祉論Ⅱ	4	
	○児童福祉論Ⅱ	4	
社会福祉援助技術	○障害者福祉論Ⅱ	4	
	○社会福祉援助技術論1	2	未修得
	○社会福祉援助技術論2	2	
	○地域福祉論Ⅱ	2	
○社会福祉計画論			
介護理論及び介護技術	○介護概論Ⅱ	2	
社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)	○社会福祉援助技術現場実習Ⅰ	2	
	○社会福祉総合実習指導	2	
計		30	

○の付された科目をすべて履修することにより、その系列の一般的包括的内容を含む →必修

※ 必要単位数(20単位)は充足しているが、「社会福祉学(職業指導を含む)」及び「社会福祉援助技術」が一般的包括的内容を含んでいないため、免許を授与することができない。

(例2) 高等学校教諭1種免許状(英語)

教科に関する科目	授業科目名(例)	修得単位	備考
英語学	○英語学概論	4	未修得
	○英文法		
英米文学	○英米文学概論	4	未修得 未修得
	○英文学史	4	
	○米文学史	4	
	○英文学研究		
	○米文学研究		
英語コミュニケーション	○English Conversation1	2	
	○English Conversation2	1	
	○English Conversation3	1	
	○English Listening Skilis1	1	
	○English Listening Skilis2	1	
異文化理解	△異文化理解(西欧)	2	選択可
	△異文化理解(アメリカ)		
		24	

○の付された科目をすべて履修することにより、その系列の一般的包括的内容を含む →必修

△の付された科目のいずれかを履修することにより、その系列の一般的包括的内容を含む →選択

※ 必要単位数(20単位)は充足しているが、「英語学」及び「英米文学」が一般的包括的内容を含んでいないため、免許を授与することができない。